

新	旧
<p>様式第9号(第35条関係)</p> <p style="text-align: center;">建設工事請負契約約款</p> <p>(不可抗力による損害)</p> <p>第31条 1～3 (略)</p> <p>4 発注者は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があったときは、当該損害の額（工事目的物又は工事現場に搬入済みの工事材料であって第14条第2項、第15条第1項若しくは第2項又は第39条第3項の規定による確認、検査、立会いその他受注者の工事に関する記録等により確認することができるものに係る<b>損害の額</b>に限る。）及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額（以下「損害合計額」という。）のうち請負代金額の100分の1を超える額を負担しなければならない。<u>ただし、災害応急対策又は災害復旧に関する工事における損害については、発注者が損害合計額を負担するものとする。</u></p> <p>5 (略)</p> <p>6 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第2次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第4項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「請負代金額の100分の1を超える額」とあるのは「請負代金額の100分の1を超える額から既に負担した額を差し引いた額」と、<u>同項ただし書中「損害合計額」とあるのは「損害合計額からすでに負担した額を差し引いた額」と読み替えてこれらの規定を適用する。</u></p> <p>(発注者の催告によらない解除権)</p> <p>第49条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 引き渡された工事目的物に契約不適合がある場合において、その契約不適合が目的物を除去した上で再び<b>建設</b>しなければ、契約をした目的を達成することができないものであるとき。</p> <p>(5)～(10) (略)</p> <p>(11) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。</p> <p>イ 役員等（受注者が個人である場合には<b>その者その他経営に実質的に関与している者</b>を、受注者が法人である場合にはその役員、<b>その支店又は</b> _____ 常時建設工事の請負契約を締結する事務所の<b>代表者その他経営に実質的に関与している者</b>をいう。以下この号において同じ。）が、<b>暴力団又は暴力団員</b>であると認められるとき。</p> <p><b>(削る)</b></p> <p>ロ 役員等が、<b>自己</b>、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用する等<b>している</b>と認められるとき。</p> <p>ハ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。</p> <p><b>ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用する等していると認められるとき（ロに該当する場合を除く。）。</b></p> <p>ホ <b>役員等が</b>、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。</p> <p>ヘ・ト (略)</p>	<p>様式第9号(第35条関係)</p> <p style="text-align: center;">建設工事請負契約約款</p> <p>(不可抗力による損害)</p> <p>第31条 1～3 (略)</p> <p>4 発注者は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があったときは、当該損害の額（工事目的物又は工事現場に搬入済みの工事材料であって第14条第2項、第15条第1項若しくは第2項又は第39条第3項の規定による確認、検査、立会いその他受注者の工事に関する記録等により確認することができるものに係る _____ <b>額</b>に限る。）及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額（以下「損害合計額」という。）のうち請負代金額の100分の1を超える額を負担しなければならない。</p> <p>5 (略)</p> <p>6 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第2次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第4項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「請負代金額の100分の1を超える額」とあるのは「請負代金額の100分の1を超える額から既に負担した額を差し引いた額」と<b>読み替えて同項</b> _____ の規定を適用する。</p> <p>(発注者の催告によらない解除権)</p> <p>第49条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 引き渡された工事目的物に契約不適合がある場合において、その契約不適合が目的物を除去した上で再び<b>建築</b>しなければ、契約をした目的を達成することができないものであるとき。</p> <p>(5)～(10) (略)</p> <p>(11) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。</p> <p>イ 役員等（受注者が個人である場合には<b>その者</b> _____ を、受注者が法人である場合にはその役員<b>又はその支店若しくは</b>常時建設工事の請負契約を締結する事務所の<b>代表者</b> _____ をいう。以下この号において同じ。）が<b>暴力団員</b> _____ であると認められるとき。</p> <p><b>ロ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。</b></p> <p>ハ 役員等が<b>自己</b>、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用する等<b>した</b> _____ と認められるとき。</p> <p>ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。</p> <p><b>(新設)</b></p> <p>ホ <b>役員等が</b> 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。</p> <p>ヘ・ト (略)</p>